

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」 について（概要）

1. 背景

国土交通省は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条に基づき、大量生産される自動車について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。）への適合性及び均一性の確認を生産前に行い、予め型式を指定することで実車による新規検査を合理化する型式指定制度を設けている。

この型式指定の審査においては、法令で定められた方法に基づいて測定した走行抵抗値の提出を自動車製作者に求めることとしているが、今般、多数の計測データから恣意的に低いデータを抽出した不正な走行抵抗値が提出される事案が確認された。

この事案を受けて、「自動車型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース最終とりまとめ」（平成28年9月16日）において、走行抵抗値の測定において計測データのばらつきを抑える趣旨がより明確にされた測定方法を早期に導入する必要性が指摘された。

このため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）について所要の改正を行った。

2. 概要

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

○JCO8モード法による走行抵抗の測定方法について、現行では3回の測定データの平均値から走行抵抗を算出する方法から、WLTCモード法に規定されている統計学的に測定データのばらつきが一定以内となるよう測定を行い、それらの平均値から走行抵抗を算出する方法へ変更する。

3. 公布・施行

公 布 : 平成29年2月28日

施 行 : 公布の日